

拡 充

町産材利用促進事業

R5.4.1 ~

町産材利用補助金

町内建築業者により、町産材を使用して住宅・店舗・事務所を新築又は増築する場合に補助します！

最大
150万円

●補助金の交付要件



【対象者の要件】

- ① 町内に住所又は営業所のある建築業者に依頼すること。
- ② 申請者(住宅の場合居住者)が、町税等を滞納していないこと。
- ③ 申請者(住宅の場合居住者)が、暴力団等排除措置対象者でないこと。
- ④ 建築後、引き続き居住又は使用すること。

【建物の要件及び補助金額】

- ① 住宅の場合、居住を目的とした建築物であること。
- ② 新築の場合、合併処理浄化槽を設置(公共下水道等の排水処理区域内において管理組合に加入)すること。
- ③ 建築延べ床面積、町産材の使用量により算出し、150万円を上限とする。



区分	種類	建物の要件	補助限度額
新築	住宅 (併用住宅含む)	1坪当たり0.6㎡以上の町産材を使用し、建築延べ面積70㎡以上	150万円 ただし、単価の上限額は1㎡当たり7万円とする。
	店舗・事務所	町産材を使用し、建築延べ面積20㎡以上	
増築	住宅		町産材を使用し、建築延べ面積20㎡以上
	店舗・事務所		

●補助金交付手続きの流れ

① お申込み ※原則として請負契約の締結前に申込みを行ってください。

➤ 申請書に次の書類を添えて提出してください。

- ・ 建築計画関係図面(面積、構造等)
- ・ 町産材木材使用量がわかる図面及び書類(別紙町産材積・金額内訳書)
- ・ 工事の請負契約書又は工事見積書の写し
- ・ 建築確認済証又は建築工事届証明書の写し
- ・ 申請者が居住(使用)する旨の誓約書(別紙1)



- 県の「こうちの木の住まいづくり助成事業」を受ける場合は、県の審査結果通知後に町への申請となります。

②補助金交付通知書を受けた後、建築に着手



建築完了！！

③新築工事完了後に完了報告書を提出

➤ 事業完了報告書に次の書類を添えて提出してください。

- ・ 建物引渡書(別紙2)
- ・ 森林組合、製材業者、木材販売業者等の証明書(様式第1号)
- ・ 使用した町産材の数量及び金額の内訳

④ 審査後に補助金交付請求書を提出

- 請求書を受理した日から30日以内に補助金をお支払い(口座振込)します。



【お問い合わせ先】

農林水産課 林業振興室 22-3113 Email:107030@town.shimanto.lg.jp

本事業はR5.4.1から申請窓口が建設課から農林水産課へ変更となりました。